

カルテ開示義務違反と損害賠償

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

本件は、O歯科医師が開設するH歯科クリニックでインプラント治療を受けたA(当時45歳男性)が、O歯科医師に従前の診療経過に関する説明およびAのカルテの開示を求めたにも関わらず、O歯科医師がこれを拒否したと主張して、O歯科医師に対し、診療契約の債務不履行または不法行為に基づき損害賠償を求めたところ、慰謝料として20万円が認定された事案である。

キーワード: インプラント治療, カルテ開示義務, カルテ開示手続, 証拠保全

判決日: 東京地裁平成23年1月27日判決

結論: 一部認容

【事実経過】

年月日	詳細内容
平成19年 6月15日	H歯科クリニックを受診
8月17日	H歯科クリニックでインプラント治療を開始
平成20年 10月2日	O歯科医師は、Aの左下6番相当部にインプラントの埋入を行ったが、手術後同部位から出血があったため、同月4日に止血のための縫合処置を行った。
平成21年 2月7日	左下6番相当部にインプラント二次手術を行ったが、手術後同部位からの出血があった。
2月8日	Aは、I大学歯学部附属病院で左下6番部の縫合処置を受けた。
2月9日	Aは、O歯科医師の診察を受けた後、H歯科クリニックへの通院を中止した。
4月6日	Aは、O歯科医師に対し、左下6番相当部の治療に関する説明をすること、およびカルテを開示し、そのコピーを交付することを求めた。
4月9日	O歯科医師は、Aに対し、個人情報開示請求書の記載と後医の連絡先を添えた上で、郵送でカルテ開示を請求するよう伝えた。

4月13日	Aは、同日付個人情報開示請求書を作成し、H歯科クリニックに持参した。
4月17日	O歯科医師は、Aに対し、個人情報開示請求書の修正点(①開示範囲の修正, ②本人確認書の添付, ③後医の連絡先の添付, ④郵送すること)を伝えた。
4月19日	Aは、開示範囲の修正と本人確認書を添付して個人情報開示請求書を郵送したが、後医の連絡先は記載しなかった。
4月21日	O歯科医師は、Aの4月6日に理解し難い言動があったこと、後医の連絡先が不明であることを理由にAの個人情報開示請求を拒否した。
4月29日	Aは、同日付書面で、O歯科医師に対し、診療情報開示を求める趣旨の記載をするとともに、面談による説明を希望する旨を記載した書面を送付した。

O歯科医師は、書面でのやりとりを打ち切り、納得がいかないのであれば法的対応をとるよう伝えた。また、カルテ開示ができない理由として、

①個人情報開示請求書を郵送するよう指示した

にも関わらず、4月13日に持参したこと、②本人確認書類が添付されていなかったこと、③後医の連絡先の記載がなかったこと、④4月6日の来院時に理解し難い言動があったことを伝えた。

【争点】

○歯科医師にカルテ開示義務違反があるか

【裁判所の判断】

Aは、H歯科クリニックにおいて、インプラント体の埋入及びインプラント二次手術を受けた後、手術部位から出血し、縫合処置を受けることを余儀なくされるなどしたため、○歯科医師に対する信頼を失い、平成21年2月9日以降、H歯科クリニックへの通院を中止し、同年4月6日には、○歯科医師に対し、口頭で、診療経過の説明及びカルテの開示を請求するに至ったものと認められる。以上のような経緯に照らせば、Aには、○歯科医師の診療行為の適否や、他の歯科医院に転院することの可否について検討するため、○歯科医師から診療経過の説明及びカルテの開示を受けることを必要とする相当な理由があったものと認められる。

したがって、○歯科医師は、上記のような状況の下では、診療経過に伴う付随義務あるいは診療を実施する医師として負担する信義則上の義務として、特段の支障がない限り、診療経過の説明及びカルテの開示をすべき義務を負っていたというべきである。しかるに、○歯科医師は、本件訴訟が提起されるまで、このような義務を何ら果たしていなかったのであるから、このような義務違反について債務不履行責任ないし不法行為責任を負うものと解するのが相当である。

【コメント】

1. 問題の所在

一言でカルテの開示義務と言っても、医師または歯科医師が、診療契約に基づく一般的な義務として、

いつ如何なる場合でも患者に対してカルテを開示する義務があるのか。または、ある具体的な状況を前提とした場合、カルテを開示する義務が発生するのか、という問題に分けられる。

このうち、一般的な義務としてカルテ開示をする義務があるかどうかについては議論がある。この点については、東京高裁昭和61年8月28日判決が「一般医療契約上の権利として」診療録の閲覧を求めることはできないと判示したことが、一般的な開示義務を否定した裁判例として取り上げられることがある。

もっとも、平成15年にいわゆる個人情報保護法が施行され、同法では個人情報の開示規定が定められたこと、さらには、日本医師会の「診療情報の提供に関する指針(第2版)」(平成14年10月)や厚生労働省の「診療情報の提供等に関する指針」などにおいて「医師および医療施設の管理者は、患者が自己の診療録、その他の診療記録等の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応ずるものとする。」と規定されていることなどを受けて、多くの医療機関ではカルテ開示の手続が整備され、カルテは患者の請求に応じて開示すべきものであるということが広く浸透するようになった。

このように、医療機関が患者に対するカルテ開示手続を定めた場合には、医療機関と患者との間ではカルテ開示が契約の内容となり、医療機関は患者に対しカルテ開示の義務を負うことになる。

したがって、一般的な義務について否定した上記昭和61年東京高裁判決は、理論としては生きているものの、現場レベルではあまり意味を持たなくなっていると思われる。

もっとも、カルテ開示手続を定めていない医療機関では、昭和61年東京高裁判決のように一般的なカルテ開示義務を否定したとしても、個別具体的な状況に応じたカルテ開示義務の問題は残る。本判例も、個別具体的状況におけるカルテ開示義務の発生が問題となった事例である。

同じ医療機関でも、大学病院や規模の大きな総合

病院とは異なり、本裁判例で問題となっているような個人で運営している小規模な医科や歯科診療所では、医事課や事務局など存在せず、カルテ開示の手続も整備されていないことが多い。そして、実際に患者からカルテ開示を求められた場合、医師や歯科医師が個別具体的状況に応じて自分で判断し、対応しなければならない。そうすると、そもそもカルテを開示すべきか否かという問題から始まり、開示するとしてもどの範囲の記録を開示すべきか、どのような手続で開示するのか、さらには、開示するための費用は誰が負担するのかなどの様々な問題に直面し、相談することもできずに戸惑う先生方はまだまだ多いのではなかろうか。

そこで、本裁判例を素材に、カルテの開示の意義とその手続等について検討する。

2. カルテは開示すべきものか

これを読まれている先生方は、日頃から意識の高い先生方が多いので、そんなことは当然ではないか、と思われるかもしれない。

しかし、筆者の経験では、患者からカルテの開示を求められ、未だに理由なく開示を拒否していたり、裁判所の手続であれば開示するという回答をしたりして患者とトラブルになっているケースがあるというのが実情である。

結論としては、カルテは原則として開示すべきものである、ということに異論はないと思われる。

では、なぜカルテは開示すべきものなのだろうか。

確かに、「患者の個人情報であり、その情報は患者のものだから。」というのは正しいが、それだけでは医師や歯科医師がカルテを開示しようという動機にはならないように思われる。本裁判例の被告となったO歯科医師も、何の理由もなく開示を拒否したのではなく、Aが開示請求書に後医の連絡先を記載しなかったことなど、いくつか理由を挙げていた。

そこで、カルテは訴訟では最も重要な証拠となり、その趨勢を左右するほどの影響があることに鑑みれ

ば、医療行為の正当性を根拠づける証拠として早期にかつ積極的に開示すべき資料である、と考えるべきではなかろうか。しかも、開示を拒否した場合に患者がまず考えることは、診療録の改ざんに対する疑いである。そうすると、このような患者の改ざんの疑いを払拭するためにも、カルテは早期に開示すべきなのである。

3. どの範囲の記録を開示すべきか

これは本裁判例の判旨が参考になる。判旨は、「診療経過に伴う付随義務あるいは診療を実施する医師として負担する信義則上の義務として」カルテを開示すべき義務を負うとしている。

そうすると、患者との診療契約に伴い作成された記録(カルテ、レントゲン、看護記録、検査記録など)が、患者に開示すべき記録と言える。

したがって、たとえば、院内や保険会社に対する事故報告書などは患者との診療契約に伴い作成された記録ではないので、患者に開示されるべき記録ではないといえる。この点については、[「院内事故報告書提出義務について」\(東京高裁平成15年7月15日決定\)](#)に詳細に解説されているので、参照してほしい。

4. どのような手続で開示すべきか

行うべき手続が法律上決まっているわけではない。しかし、カルテは、個人情報の保護という観点から、無関係な第三者に開示することがないように留意しなければならない。

したがって、開示することができる者(日本医師会の指針では、患者本人、法定代理人、任意後見人、本人から代理権を与えられた親族などが挙げられている。)に対し、適切に開示したという証拠が残るような手続をとるべきである。すなわち、①書式の整備と②本人確認書類(代理人の場合は委任状も)の添付は、最低限必要であろう。

その上で、開示すべきか否かの決定は速やかに行い、開示できない場合にはその理由も通知することが必要である。

5. 開示費用について

カルテのコピーだけでなく、場合によってはレントゲンフィルムのコピーも必要となるであろうが、コピーのための実費は患者に請求することができる。

レントゲンは、たとえばデジタルであればデータなのでそれほど費用は掛からない。ところが、フィルムの場合コピーの設備がなかったり、コピーを外注すると費用が比較的高額となるため、患者に請われて原本を渡してしまったり、患者にコピーさせるために原本を貸し出したりするケースが経験上見られた。

しかし、それでは紛失の危険性があるため、原本を患者に渡したり、貸し出したりすることは絶対に避けるべきである。カルテなどの保管義務は、法律上、医療機関にあることはもちろん、もし患者が紛失してしまった場合、医療機関にとって有利な証拠を失うことになりかねないからである。

6. 最後に

本裁判例では、慰謝料として20万円が認定されている。本裁判例の場合、顛末報告義務違反(顛末報告義務違反については、[「診療契約上の顛末報告義務」\(大阪地裁平成20年2月21日判決\)](#)に詳細に解説されているので、参照して欲しい。)も問題となっていたため、その全てがカルテ開示義務違反に対するものとは限らないが、それでもカルテ開示を行わなかったことに対する代償としては、少々高く、無駄な出費であると言える。

そこで、カルテは、患者の個人情報だけでなく、医療機関を守る有利な証拠にもなりうるものであるということを念頭に置いた上で、開示を原則とし、開示のための手続を予め整備しておくことをここではお勧めする。

仮に、患者の求めに応じてカルテを開示しなかったとしても、患者が裁判所に証拠保全の申立を行い、証拠保全が実施されれば、結果的にはカルテを開示せざるを得ないことになる。しかも、証拠保全手続は、ある日突然診療所に裁判所がやってきて、記録が多い場合には数時間にわたり行われる手続である

ので、特に個人で運営している小規模な医科や歯科診療所の医師にとっては物理的・精神的に大きな負担となる。したがって、患者の求めがあった場合、カルテは事前に開示をしておき、証拠保全手続になるような事態は避けるべきである。

そして、東京高裁昭和61年判決では、時代背景として、患者にカルテ開示を求める正当な理由があるか否かが問題となっていたが、現在では、主として医療機関側にカルテ開示を拒否する正当な理由があるか否かが問題となるということは、是非理解して欲しい。

【参考文献】

判例タイムズ1367号212頁

【メディカルオンラインの関連文献】

- (1) [民法・民事訴訟法、刑法・刑事訴訟法、個人情報保護法**](#)
- (2) [診断書・診療録に関する義務について***](#)
- (3) [電子カルテを使ってカルテを開示する**](#)
- (4) [患者の期待する情報—診療情報の提供・開示・共有が生み出すもの—**](#)
- (5) [電子診療データCD —患者の求めに応じて発行する診療情報**](#)
- (6) [個人情報開示請求にどのように対応しているか 情報開示のシステムづくり**](#)
- (7) [診療情報の提供等に関する指針の策定について 2003年9月12日**](#)
- (8) [カルテの閲覧・謄写請求***](#)
- (9) [カルテ開示におけるグローバルスタンダード・カルテの守秘義務と情報共有の両立***](#)
- (10) [医事訴訟に必要な法律知識***](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。